○山梨県警察行方不明者情報ホームページ公表要領の制定について

平成26年11月11日 例規甲(生企生安)第39号

山梨県警察で受理した行方不明者で、その所在が判明しないものについて一定の条件を満たす者を山梨県警察ホームページに公表して広く情報を求めることを目的に、この度、山梨県警察行方不明者情報ホームページ公表要領を別添のとおり制定し、平成26年11月11日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

山梨県警察行方不明者情報ホームページ公表要領

第1 目的

この要領は、行方不明者発見活動に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。)第14条第1項の規定に基づき、山梨県警察で受理した行方不明者で、その所在が判明しないものについて一定の条件を満たす者を山梨県警察ホームページに公表して広く情報を求めることを目的とする。

第2 公表の条件

次に掲げる条件を満たす行方不明者をホームページに公表する。

- (1) 届出人その他関係者から規則第14条第3項の資料の提供を受けた行方不明者
- (2) 届出人が特に公表を希望する行方不明者

第3 公表の期間

規則第14条第2項に規定する期間とする。

第4 公表の内容

行方不明者資料 (第1号様式) のとおりとする。

第5 公表の手続

1 警察署長は、届出人から公表の意思を確認した場合は、速やかに同意書(第2号様式)を徴し、当該同意書の写しを生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)に送付するものとする。

なお、同意書を徴する際には、届出人に第1号様式の内容で掲載される旨を当該 様式を示して確認させること。

- 2 1の送付を受けた生活安全企画課長は、速やかに行方不明者資料を作成し、山梨 県警察のホームページに掲載するものとする。
- 3 警察署長は、公表の期間を延長する必要があると認めるときは、生活安全企画課 長にその旨を申し出るものとする。
- 4 行方不明者資料にあっては生活安全部生活安全企画課に、同意書にあっては警察

署に保管し、公表を終了した日の属する年の翌年の1月1日から1年間保存するものとする。

5 行方不明者資料を適正に管理するため、生活安全部生活安全企画課に行方不明者 資料管理簿(第3号様式)を備え付け、公表を終了した日の属する年の翌年の1月 1日から3年間保存するものとする。

第6 公表上の留意事項

- 1 公表は、第2の条件を満たす行方不明者であっても、あくまで届出人の意思に基づくものとし、強制することのないようにすること。
- 2 公表の際は、掲載する情報の無断使用・転載を禁止する旨を明記すること。

行方不明者を捜しています。

山梨県警察

写 真

年 月 日受理 警察署 年第 号

行方不明年月日: 年 月 日

名前:

年齢: 歳

身長: センチメートル

体格: キロ

頭髮:

行方不明時の服装:

所持品:

行方不明者を捜しています。

山梨県警察

写真

平成〇年〇月〇日受理 〇〇警察署 平成〇年第〇〇号

行方不明年月日:平成〇年〇月〇日

名前: 〇〇 〇〇

年齢:〇〇歳

身長:〇〇センチメートル

体格:中肉 〇〇キロ

頭髮:黒髮 短髮

行方不明時の服装:グレーのパーカー、青色ジーンズ

白色スニーカー

所持品:黒色リュックサック

行方不明者資料のホームページでの公表に関する同意書

私は、行方不明者

についての以下の情報を

県警ホームページで公表することに同意します。

警察署長 殿

年 月 日

【届出人】

住 所

氏 名

行方不明者との続柄

<公表する情報>

- 受理年月日
- 手配警察署
- 受理番号
- 行方不明年月日
- 氏名
- 年齢
- ・身長
- 体格
- 頭髮
- ・ 行方不明時の服装(判明している場合)
- ・所持品(判明している場合)
- ・顔写真 (提供を受けたもの)